○国土交通省告示第五百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴の川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線と平成二十四年国土交通省告示第四十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

七九五四番三　一号

七七七番二　二号

七七五番一　三号及び四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十四年国土交通省告示第四十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

七九六番二　一号

七九六番一　二号

八〇五番　三号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号で指定した土地の境界線と平成二十四年国土交通省告示第四十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区石山

七九六番二　一号

七九五番一　二号及び三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

病院右の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市中央区双子山四丁目

一八八七番一　一号及び十二号

五一三番一　二号から四号まで

五〇六番八　五号から八号まで

五〇六番一　九号

五一四番　十号及び十一号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

須麻馬内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和五十三年建設省告示第千三十七号で指定した土地の境界線と昭和五十八年建設省告示第千六百九十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道深川市音江町字向陽

八二一番三　一号から三号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を昭和五十三年建設省告示第千三十七号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線と昭和五十八年建設省告示第千六百九十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道滝川市江部乙町

二三八七番二　四号及び五号

二三八七番二地先河川敷　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

銭函1号沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道小樽市桂岡町

一〇九番四　一号から三号まで

一〇九番九　四号

一〇九番二　五号から八号まで

九九番一四　九号及び十号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩谷の川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道寿都郡寿都町字磯谷町横澗

一〇五九番地先道路敷　一号

一〇五九番　二号、十四号及び十五号

一一三五番　三号、四号及び十二号

一一三七番　五号

一一三九番　六号から八号まで

一一四一番　九号

一一六三番　十号及び十一号

一一三一番　十三号

一〇五八番地先道路敷　十六号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

馬抛沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を平成二十年国土交通省告示第三百五十八号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道茅部郡森町字砂原五丁目

二九六番　一号から三号まで

二九六番二　四号

二九五番　五号から七号まで

三〇三番一〇　八号及び九号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

お寺の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道勇払郡むかわ町穂別

五九八番六　一号、二号及び六号から十号まで

六〇一番二　三号及び五号

六〇一番三　四号

五九八番三九　十一号

五九八番三〇　十二号

五九八番三七　十三号

六〇二番七　十四号

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穂別沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道勇払郡むかわ町穂別

七九番三　一号から三号まで

五九八番八　四号

五九八番一一　五号

五九八番一七　七号、八号、十号及び十一号

五九八番七　九号

五九七番二　十二号

五九七番一　六号及び十三号から十六号まで

一〇九番八　十七号

七九番九　十八号

九　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

変電所沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道浦河郡浦河町緑町

四八番一七　一号

四八番一一　二号

四八番一三　三号

六三番四　四号及び十七号

五三番一　五号

六三番四　六号から八号まで及び十九号から十三号まで

六四番一　九号から十三号まで

六四番一地先国有地　十四号

六三番一八　十六号

四八番一〇　十八号

四八番八　十九号

○国土交通省告示第五百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

諸谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県佐用郡佐用町佐用

字大坪　二二四九番一一及び二二四九番一二

二二四九番二九

二二四九番五六から二二四九番五九まで

二二五八番二

二二五九番

二二六〇番二